

試験区分	受付期間	第1次試験		第2次試験		第3次試験				
		試験日	合格発表	試験日	合格発表	試験日	合格発表			
大学卒	大学卒一般枠	4月21日（木）～5月20日（金）正午	6月19日（日）	6月下旬	7月中旬	8月上旬	8月上旬～中旬	8月下旬		
	大学卒特別枠	3月1日（火）～23日（水）正午	【テストセンター】 4月4日（月）～17日（日）	4月22日（金） 14:00	5月16日（月）～18日（水） のいずれか1日	6月1日（水） 14:00	6月9日（木）、10日（金） のいずれか1日と6月19日（日）	6月下旬		
	デザイン・クリエイティブ枠	4月21日（木）～5月20日（金）正午	【テストセンター】 6月2日（木）～15日（水）	6月下旬	7月中旬	8月上旬	9月上旬	9月中旬		
	大学卒通年募集枠	3月1日（火）～5月31日（火）	【テストセンター】 申込月の翌月の人事委員会が指定する期間の中で、各受験者が都合の良い日時を選択	6月24日（金） 14:00	7月4日（月）～6日（水） のいずれか1日	7月中旬	7月19日（火）～21日（木） のいずれか1日	8月上旬		
		6月1日（水）～8月31日（水）		9月26日（月） 14:00	10月5日（水）～7日（金） のいずれか1日	10月中旬	10月19日（水）～21日（金） のいずれか1日	11月上旬		
		9月1日（木）～11月30日（水）		12月23日（金） 14:00	1月5日（木）、6日（金） のいずれか1日	1月中旬	1月18日（水）～20日（金） のいずれか1日	1月下旬		
		12月1日（木）～令和5年2月28日（火）		3月24日（金） 14:00	4月5日（水）～7日（金） のいずれか1日	4月中旬	4月24日（月）～26日（水） のいずれか1日	5月中旬		
	大学卒消防(航海区分を除く)	4月21日（木）～5月20日（金）正午	6月19日（日）	6月下旬	7月下旬	8月中旬	8月下旬～9月上旬	9月中旬		
大学卒消防（航海）	7月25日（月）～8月23日（火）正午	【筆記】 9月25日（日） 【面接等】 10月中旬	10月下旬	11月上旬～中旬	11月下旬					
高専・短大卒	高専・短大卒（事務）	4月21日（木）～5月20日（金）正午	【テストセンター】 6月2日（木）～15日（水）	6月下旬	7月中旬			8月上旬	8月上旬	8月下旬
	高専・短大卒（消防）		6月19日（日）	6月下旬	7月下旬			8月中旬	8月下旬～9月上旬	9月中旬
	高専・短大卒（技術）		6月19日（日）	6月下旬	7月中旬			8月上旬		
	デザイン・クリエイティブ枠		【テストセンター】 6月2日（木）～15日（水）	6月下旬	7月中旬	8月上旬	9月上旬	9月中旬		
高校卒	高校卒（事務、消防）	7月25日（月）～8月23日（火）正午	【筆記】 9月25日（日） 【面接等】 10月中旬	10月下旬	11月上旬～中旬	11月下旬				
	高校卒（技術）		9月25日（日）	10月上旬	10月中旬	10月下旬				
社会人	社会人（春）	3月1日（火）～23日（水）正午	【テストセンター】 4月4日（月）～17日（日）	4月22日（金） 14:00	5月12日（木）、13日（金） のいずれか1日	6月1日（水） 14:00	6月11日（土）、12日（日） のいずれか1日	6月下旬		
	社会人（秋）	7月25日（月）～8月23日（火）正午	【テストセンター】 9月6日（火）～23日（金）	10月上旬	10月下旬～11月上旬	11月中旬	11月下旬	12月上旬		
就職氷河期世代対象	就職氷河期世代対象	7月25日（月）～8月23日（火）正午	【テストセンター】 9月6日（火）～23日（金）	10月上旬	10月下旬～11月上旬	11月中旬	11月下旬	12月上旬		
障害者	障害者を対象とした採用選考（大学卒）	4月21日（木）～5月20日（金）正午	6月19日（日）	6月下旬	7月中旬	8月上旬				
	障害者を対象とした採用選考（高専・短大、高校卒）	7月25日（月）～8月23日（火）正午	9月25日（日）	10月上旬	10月中旬	10月下旬				
育休代替任期付／ 会計年度（特定事務）	育休代替任期付／ 会計年度（特定事務）（8月）	6月16日（木）～7月13日（水）正午	8月7日（日）	8月中旬	8月下旬	9月中旬				
	育休代替任期付／ 会計年度（特定事務）（12月）	10月18日（火）～11月15日（火）正午	12月11日（日）	12月下旬	1月中旬	1月下旬				

※インターネット申込のみ

【注意事項】

人事委員会が実施する採用試験（選考）は、当該年度にいずれか1つしか受験することができません。ただし以下の場合は、併願し受験することが可能です。

- ・会計年度任用職員(特定事務)採用試験、育休代替任期付職員採用試験(選考)とその他の採用試験(選考)  
(会計年度任用職員(特定事務)採用試験と育休代替任期付職員採用試験(選考)は年度内に複数回受験可能。)